

## 一般学生・独立生計学生

# 必要書類一覧

必須書類が不足している場合は、申請できません。また、写しと記載のあるもの以外は原本をご提出ください。

必須書類	備考	
<b>一般学生・独立生計学生</b>		
<input type="checkbox"/> 提出書類チェックリスト【様式1】		
<input type="checkbox"/> 家庭調書【様式2】		
<input type="checkbox"/> 授業料免除願【様式3】		
<input type="checkbox"/> 同意書【様式4】		
前後期同時申請の場合 <input type="checkbox"/> 平成30年度（平成29年分）の所得額・課税額証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>発行先：市区町村</li> <li>発行機関ごとに証明書の名称が異なる場合あり</li> <li>収入・所得の内訳、配偶者控除、扶養控除人数、課税額が記載されているもの。 ***は"0"の証明ではないのでご注意ください。</li> </ul>	
後期申請の場合 <input type="checkbox"/> 平成31年度（平成30年分）の所得額・課税額証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>両親（両親に代わって家計を支えている者）それぞれの証明（1人1枚）が必要</li> <li>平成30年分の合計所得金額が、平成30年度（平成29年分）の所得額・課税額証明書の合計所得金額より30万円以上少ない場合は、所得減少の理由を明記した「申立書」【様式7】を提出する。ただし、平成31年度（平成30年分）の所得額・課税額証明書の提出者は除く。</li> <li>※「市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」は証明書として認められませんので、ご注意ください。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/> 本人収入申立書【様式6】		
<input type="checkbox"/> レターパックライト	販売場所：郵便局、コンビニ、郡元キャンパス内の学習交流プラザスタディサポート	
該 当 者 の み	<input type="checkbox"/> 申立書【様式7】	必要書類の提出が遅れる場合の提出時期等、特に説明を要する事柄がある場合に提出
	<input type="checkbox"/> 授業料免除の推薦理由書【様式5】	<ul style="list-style-type: none"> <li>特例で免除対象となる者が申請する場合</li> <li>添付書類は様式参照</li> </ul>
<b>独立生計学生のみ</b>		
<input type="checkbox"/> 世帯全員の健康保険証の写し	発行先：市区町村	
<input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票（世帯全員分と記載されたもの）	実家等から住民票を移していない場合は、アパート賃貸借契約書等の写し（住所・物件名・居住者が載っている頁のみ）を提出	
<input type="checkbox"/> 家計状況申立書【独立生計】【様式8】	有職の場合は不要	

◆所得額・課税額証明書等の公的書類は、マイナンバーの記載のないものをご提出ください。もし、マイナンバーの記載がある場合は、各自で塗りつぶしてからご提出ください。

◆提出書類は返却しませんので、必ずコピーして保管しておいてください。

## 注意！ 前後期同時申請の方へ

必ず「変更事由確認書」(12～13頁)の確認を行ってください。

申請基準日における両親（両親に代わって家計を支えている者）又は独立生計学生本人（配偶者を含む）の収入について、該当する項目に応じた書類を提出してください。

※申請基準日（前後期同時申請：4月1日、後期申請・変更申請：10月1日）

項 目 該当する項目に☑	必要書類 提出書類に☑	備 考
☐給与所得者（アルバイトを含む）※申請基準日時時点で勤務している方が対象		
☐平成30年1月1日以前からの勤務	☐平成30年分の源泉徴収票の写し ※確定申告している場合、確定申告書の写しも併せて提出	発行先：勤務先 ※紛失した場合、勤務先へ再発行を依頼
☐平成30年1月2日以降に就職		
☐平成31年中に無給（減給）となる月がある	☐年収（見込）証明書【様式10】	発行先：勤務先
☐給与所得者以外（農業・自営業等）又は2カ所以上で給与所得のある者		
☐税務署に所得税の確定申告	☐平成30年分の確定申告書の写し ※申告書A又はBの第一表と第二表  ☐平成30年分の確定申告書の写し ※申告書（分離課税用）の第四表	・税務署の受付印のあるもの （電子申告の場合は「申告内容確認票」に「受付結果（受診通知）」又は「即時通知」の内容を確認できるもの） ・2カ所以上で給与所得のある者は、併せて源泉徴収票の写しも提出
☐市町村に住民税の申告	☐平成31年度（平成30年分）の市民税・県民税申告書の写し	・収入金額、必要経費、所得金額が記載されたもの ・発行機関ごとに申告書の名称が異なる場合あり
☐平成30年1月2日以降に開業	☐開業後の収入（見込）状況【様式11】	
☐株式による所得がある場合	☐平成30年分の確定申告書の写し ※申告書の第三表 ☐年間取引報告書の写し	・税務署の受付印のあるもの （電子申告の場合は「申告内容確認票」に「受付結果（受診通知）」又は「即時通知」の内容を確認できるもの） ・発行先：取引会社
☐無職	☐無職の申立書【様式12】	
☐年金（個人・企業・遺族・障害等）、恩給を受給	☐年金受給申立書【様式13】 （別途添付書類が必要）	・添付書類は様式参照
☐平成30年に退職金を受給	☐退職所得の源泉徴収票の写し	・発行先：勤務していた会社 ・「退職所得の源泉徴収票の写し」を提出できない場合は、「退職金支払証明書【様式14】」を提出 ・平成30年度申請時に提出した者は不要
☐健康保険による傷病手当金を受給	☐最新の支給決定通知書等の写し	・発行先：勤務先（健康保険組合等） ※雇用保険の「傷病手当」は対象外
☐健康保険による出産手当金を受給	☐平成30年中の受給額がわかるものの写し	・発行先：勤務先（健康保険組合等）
☐雇用保険による高年齢雇用継続給付金を受給	☐最新の支給決定通知書等の写し	・発行先：職業安定所
☐親戚・知人等からの援助金（養育費）を受領	☐援助金等の受領状況申立書【様式15】	
☐給付型奨学金を受給 （日本学生支援機構奨学金を除く）	☐平成30年度の奨学金支給通知書の写し	・発行先：各団体 ※本学在学中に受給した奨学金が対象

◆上記以外にも大学側が必要と認め、別途書類を請求することがあります。

◆所得額・課税額証明書等の公的書類は、マイナンバーの記載のないものをご提出ください。もし、マイナンバーの記載がある場合は、各自で塗りつぶしてからご提出ください。

申請基準日における世帯構成員について、該当する項目に応じた書類を提出してください。なお、必要書類がない場合は特別控除等の認定は行いません。

項 目 該当する項目に☑	必要書類 提出書類に☑	備 考
<input type="checkbox"/> 母子父子世帯	<input type="checkbox"/> 援助金等の受領状況申立書【様式15】	
<input type="checkbox"/> 所得額・課税額証明書（源泉徴収票の写し等を含む）で寡婦（夫）の表示がない場合	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	発行先：市区町村
<input type="checkbox"/> 事実上の離婚状態（離婚調停中。別居、音信不通等）	<input type="checkbox"/> 離婚調停中であることを確認できる書類（弁護士等の申立書）	
<input type="checkbox"/> 就学者がいる世帯（申請者を除く） ※退学・入学辞退により在籍学校が変更になった場合、速やかに申し出てください。		
<input type="checkbox"/> 国立の学校（中学生以下を除く）	<input type="checkbox"/> 在学状況等証明書【様式16】	・発行先：在学学校
<input type="checkbox"/> 公立・私立の学校（中学生以下を除く）	<input type="checkbox"/> 在学証明書	・発行先：在学学校 ・在籍している学校指定のもの ・進学予定者は家庭調書就学者欄に進学予定と記入し、入学後に提出
<input type="checkbox"/> 予備校、職業能力開発校、水産大学校を除く大学校、大学の研究生、科目等履修生等	<input type="checkbox"/> 在学証明書	・発行先：在学学校 ※家庭調書では就学者以外の欄に記入のこと
<input type="checkbox"/> 障害者のいる世帯	<input type="checkbox"/> 障害者世帯申立書【様式17】 （別途添付書類が必要）	・添付書類は様式参照
<input type="checkbox"/> 長期療養者がいる世帯	<input type="checkbox"/> 長期療養証明書【様式18】	・発行先：病院・薬局等 ・申請基準日時点で6ヶ月以上の療養者が対象
<input type="checkbox"/> 原子爆弾による被爆者及び被爆者の子弟がいる世帯	<input type="checkbox"/> 被爆者健康手帳の写し	
<input type="checkbox"/> 学資負担者が別居している（別居のため特別に支出している）世帯	<input type="checkbox"/> 単身赴任等申立書【様式19】 （別途添付書類が必要）	・添付書類は様式参照 ・単身赴任の場合、別居のために特別に支出している実費が単身赴任手当の金額を上回る場合が対象
<input type="checkbox"/> 生活保護費を受給している世帯	<input type="checkbox"/> 生活保護決定（変更）通知書の写し	・発行先：都道府県又は市区町村役所 ※最新の証明書を提出
<input type="checkbox"/> 学資負担者が死亡した世帯 ※申請基準日時点で6ヶ月以内（新入生は入学前1年以内）の死亡が対象	<input type="checkbox"/> 死亡診断書の写し 又は <input type="checkbox"/> 戸籍謄本	・発行先：医師等 ・発行先：市区町村
<input type="checkbox"/> 火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯 ※申請基準日時点で6ヶ月以内（新入生は入学前1年以内）の災害が対象	<input type="checkbox"/> 被害状況届【様式20】 （別途添付書類が必要）	・添付書類は様式参照

◆上記以外にも大学側が必要と認め、別途書類を請求することがあります。

◆所得額・課税額証明書等の公的書類は、マイナンバーの記載のないものをご提出ください。もし、マイナンバーの記載がある場合は、各自で塗りつぶしてからご提出ください。